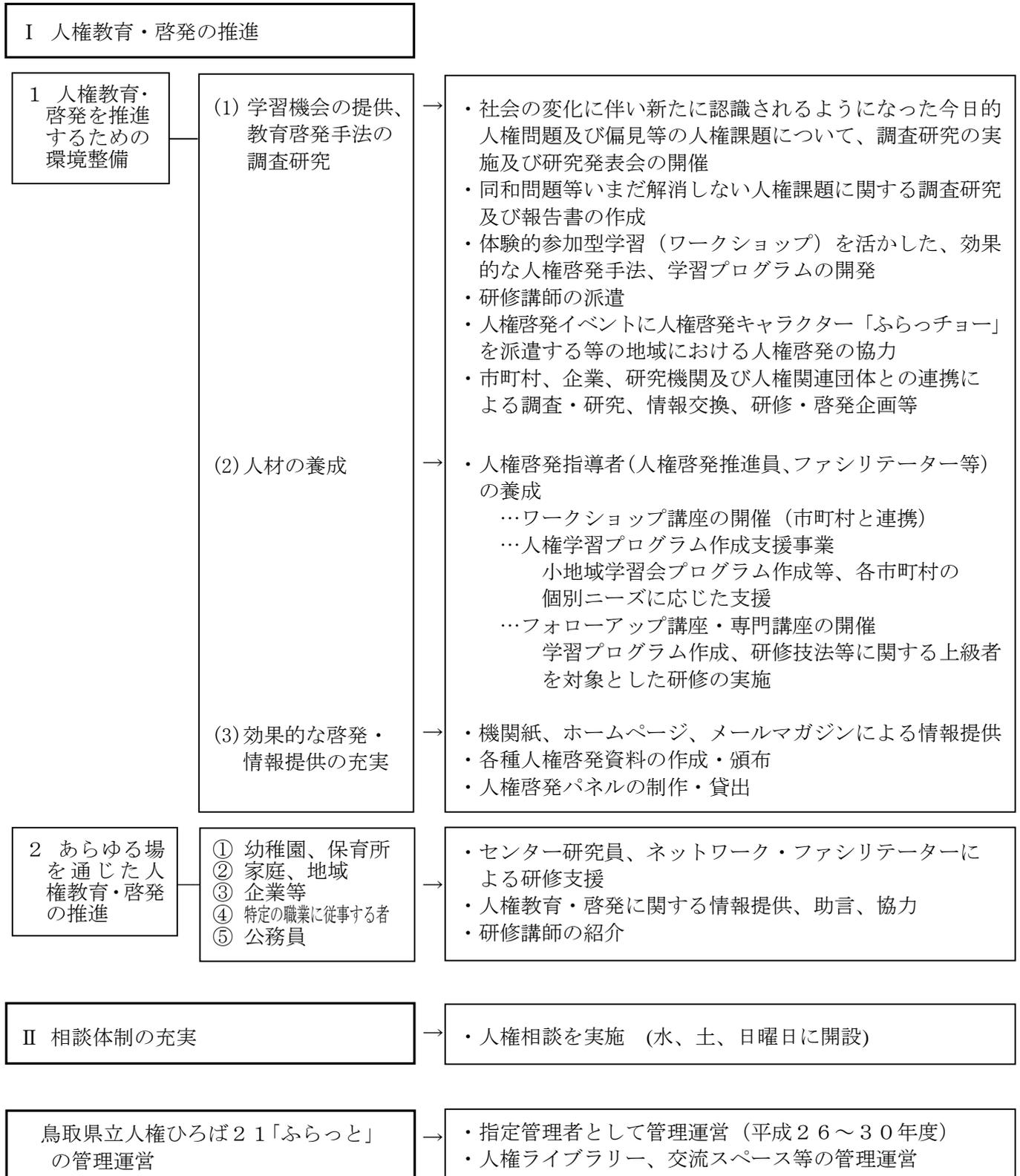


平成28年度事業計画について

公益社団法人鳥取県人権文化センターは、国や鳥取県と役割分担し、市町村、企業、研究機関及びNPO等市民団体との連携のもと、真に人権が尊重される社会づくりを推進するため、鳥取県人権施策基本方針に基づいて次の事業を行う。

〈鳥取県人権施策基本方針〉

〈平成 28 年度の事業体系と主な事業〉



〈平成28年度事業計画〉

区 分	事 業 内 容																										
<p>1 人権啓発事業</p> <p>(1)調査研究事業</p>	<p>①調査・研究 専任研究員4名体制により、2テーマを並行して調査・研究。 テーマ1：「共に生きる社会をめざして ー合理的配慮の推進に向けてー」 ～平成27～28年度2ヵ年度継続調査研究～ 平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」は、行政機関及び民間事業者に対して「合理的配慮」を義務付けた。障がい者の人権保障のみならず他の多くの人権分野においても、特に間接差別の解消に重要な意味を持つ「合理的配慮」について、県民がその意義や具体的な取組み例を理解し、それぞれの地域や職場等において合理的配慮を意識し、互いに実践しあえるよう、調査研究の成果を発表会で公表すると共に、人権学習資料等啓発資料の発行や研修プログラムの開発等に活かす。</p> <p>テーマ2：「超高齢社会の人権尊重」（仮題） ～平成28～29年度2ヵ年度継続調査研究～ 世界に先んじて超高齢社会となった日本。その中でも高齢化率が40%を越える町も存在する鳥取県において、高齢者の実像や生活実態、及び高齢者の不安や人権侵害等の状況・問題点について県民に分かりやすく伝える。加えて、将来更に高齢化が進む地域社会において起こりうる課題とそのような状況下での人権尊重のポイント等を紹介することで、高齢化が進む地域における人権尊重のまちづくりを支援する。 ・H29年度に人権学習資料等啓発資料の作成と研究報告会の開催を予定。</p> <p>②研究紀要の発行 鳥取県を中心とした部落問題等に関する調査研究及び活動の報告書</p> <p>(参考) 過去における研究テーマ</p> <table border="1" data-bbox="568 1279 1423 1895"> <tbody> <tr> <td>H12年度</td> <td>センターから見た人権学習の現状と課題、展望</td> </tr> <tr> <td>H13年度</td> <td>啓発手法の効果と課題そして提案</td> </tr> <tr> <td>H14年度</td> <td>印刷物から探る効果的な人権啓発資料</td> </tr> <tr> <td>H15・16年度</td> <td>県内人権教育の課題と提案 ～支援・協力のあり方を中心に～</td> </tr> <tr> <td>H17・18年度</td> <td>プライバシーを巡る諸問題とその啓発・教育について</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>権利を基礎にすえた人権啓発</td> </tr> <tr> <td>H20・21年度</td> <td>企業と人権</td> </tr> <tr> <td>H22・23年度</td> <td>労働と人権</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>災害と人権</td> </tr> <tr> <td>H24・25年度</td> <td>外国人と人権</td> </tr> <tr> <td>H25・26年度</td> <td>人権尊重のコミュニケーション</td> </tr> <tr> <td>H26・27年度</td> <td>人権啓発・教育再考</td> </tr> <tr> <td>H27・28年度</td> <td>共に生きる社会をめざして ー合理的配慮の推進に向けてー</td> </tr> </tbody> </table> <p>③効果的な人権啓発手法の研究開発、学習プログラムの作成 ・最新の啓発手法及び今日的な人権課題を学ぶための各種研修に参加し、情報を収集。 ・人権啓発の先進地調査 ・事業アドバイザーとの協議・情報交換</p>	H12年度	センターから見た人権学習の現状と課題、展望	H13年度	啓発手法の効果と課題そして提案	H14年度	印刷物から探る効果的な人権啓発資料	H15・16年度	県内人権教育の課題と提案 ～支援・協力のあり方を中心に～	H17・18年度	プライバシーを巡る諸問題とその啓発・教育について	H19年度	権利を基礎にすえた人権啓発	H20・21年度	企業と人権	H22・23年度	労働と人権	H24年度	災害と人権	H24・25年度	外国人と人権	H25・26年度	人権尊重のコミュニケーション	H26・27年度	人権啓発・教育再考	H27・28年度	共に生きる社会をめざして ー合理的配慮の推進に向けてー
H12年度	センターから見た人権学習の現状と課題、展望																										
H13年度	啓発手法の効果と課題そして提案																										
H14年度	印刷物から探る効果的な人権啓発資料																										
H15・16年度	県内人権教育の課題と提案 ～支援・協力のあり方を中心に～																										
H17・18年度	プライバシーを巡る諸問題とその啓発・教育について																										
H19年度	権利を基礎にすえた人権啓発																										
H20・21年度	企業と人権																										
H22・23年度	労働と人権																										
H24年度	災害と人権																										
H24・25年度	外国人と人権																										
H25・26年度	人権尊重のコミュニケーション																										
H26・27年度	人権啓発・教育再考																										
H27・28年度	共に生きる社会をめざして ー合理的配慮の推進に向けてー																										

区 分	事 業 内 容
<p>(2)研修事業</p>	<p>① 上記テーマ1の調査・研究の成果を発表する会を開催する。 第1回 1月 開催地 西部（基調講演有り） 第2回 2月 開催地 東部</p> <p>②人権啓発指導者養成のための各種研修会を実施する。 ア ワークショップ講座 ワークショップに関する基礎的な知識と経験習得のための講座 （実施希望市町村との共催） イ 人権学習プログラム作成支援事業 市町村等の要請に応じて個別の相談・支援に対応する職員を派遣 ウ 人権ファシリテーター養成派遣事業 ・体験的参加型人権研修へネットワーク・ファシリテーターを派遣 ・ネットワーク・ファシリテーターの技術向上のための専門講座 ・ネットワーク・ファシリテーターをめざすフォローアップ講座</p>
<p>(3)啓発・情報提供事業</p>	<p>①人権啓発に関わる情報の発信 ・センターの広報と啓発のための機関紙の発行 人権団体や企業等の取組みの紹介、研修・啓発情報の提供等 発行回数3回 発行部数3, 500部</p> <p>②同和問題等に関する研修用図書資料（人権学習資料）の作成・頒布 ※調査・研究「共に生きる社会をめざして」の成果物作成。</p> <p>③人権啓発パネルの作成・展示・貸出 ・人権啓発パネルの作成（現在の貸出対象パネル数 33種類） ※県内の西部地区においても、人権啓発パネルの貸出・返却が直接できるよう米子市人権情報センターと協力して対応。</p> <p>④インターネットを活用した各種情報の発信 ・ホームページによる情報提供 ・メールマガジンによる情報のタイムリーな発信</p> <p>⑤啓発関連イベントへの参画 ・県内各地啓発イベント等への着ぐるみ「ふらっちょー」の派遣・貸出し</p> <p>⑥啓発情報のUD化 ・「人権学習資料」及び「研究紀要」を視覚障がい者の方にとって利用可能な情報とするため、点字訳と音声訳（カセットテープ及びデジジー）を作成し、鳥取県ライトハウスの協力を得て点字図書館に配架する。</p>
<p>(4)ネットワーク事業</p>	<p>①市町村、公民館、学校（PTA）企業等への研修支援 ・研修ニーズとして想定される基本プログラムを中心に、市町村、公民館、企業等からの要請に応じ、現地に出向いて人権研修を支援する。</p> <p>②「ネットワーク・ファシリテーター」の派遣 ・鳥取県人権文化センターの研修等で養成されたファシリテーターを市町村等から依頼により研修支援者として派遣（現在 27名登録）</p> <p>③「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」への参画 ・本部役員として、研究集会の運営に参加 ・センター単独で分科会を企画・運営し、研究・啓発に参画 ・「ふらっと」の移動図書館を開設し、人権関連の図書情報を提供</p> <p>④大学・NPO・企業等との協働 ・人権関係団体の活動事例紹介、ミニ学習会の開催支援 ・広く人権と関連のある団体との連携</p>

区 分	事 業 内 容
(5)人権相談事業	○人権相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水、土、日曜日に人権相談員1名が面談又は電話により対応。 ・複雑、高度な専門性を要する事案については、専門機関と連携して対応する。
2 鳥取県立人権ひろば21「ふらっと」の管理運営	指定管理者として、管理運営を受託（平成26～30年度） ①人権ライブラリーの管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオの貸出 <ul style="list-style-type: none"> ※県内の遠隔地の利用者への貸出サービスの向上のため、「ふらっと」所蔵の図書、ビデオ等を市町村中央図書館（中央公民館図書室）へ搬送し、県内全域の貸出に対応。 ②交流スペースの管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ学習会の開催（人権関連団体と協力して実施） ・インターネット等による情報提供 ・啓発パネルの展示 ・小イベントの開催（小学生対象の夏休み学習企画等） ③その他施設の管理運営

〈事務局体制〉

（平成28年4月現在）

・常務理事（兼事務局長）	1名（常勤）
・次長兼上席専任研究員	1名（常勤）
・専任研究員	3名（常勤）
・書記	2名（常勤）
・人権相談員	3名（非常勤。水・土・日曜日のローテーション勤務）
・ライブラリー相談員	3名（非常勤。年末年始・祝日以外のローテーション勤務）
計	13名（常勤7、非常勤6）

〈参考〉指定管理施設である「鳥取県立人権ひろば21」(ふらっと)の職員体制

・館長	1名（常勤・人権文化センター事務局長が兼務）
・次長	1名（常勤・人権文化センター次長が兼務）
・書記	1名（常勤・人権文化センター書記（うち1名）が兼務）
・ライブラリー相談員	3名（非常勤）
計	6名（常勤（兼務）3名、非常勤3名）